

大規模災害時における富津市議会の活動及び富津市議会議員の行動の指針 (暫定版)

令和2年2月14日策定

1 目的

災害対策基本法において、市町村長等の執行機関には災害を想定した又は災害時において執るべき措置等が規定されていますが、災害時における地方議会及び地方議会議員のあり方を示す法的整備はありません。

市議会は、唯一の議決機関として常に市民の付託に応える役割を担っています。市内で大規模な災害が発生した場合において、市議会及び議員がどのような対応をすべきか共通の認識を持ち、迅速かつ適切な行動をとれるよう定めるものです。

2 想定する災害

1) 地震

- ① 富津市内で『震度5強』を記録したとき。
- ② 気象庁が津波予報区の『千葉県内房・東京湾内湾』に大津波警報を発表したとき。

2) 風水害

- ① 富津市に土砂災害警戒情報（発表：気象庁と都道府県が共同）又は記録的短時間大雨情報（発表：気象庁）が発表されたとき。
- ② 湊川又は小糸川に氾濫警戒情報（発表：気象庁と都道府県が共同）が発表されたとき。
- ③ 湊川又は小糸川の水位が避難判断水位を超えた（河川管理者である千葉県が市に通知した）とき。

3) 地震及び風水害以外の災害

市内に、社会的に大きな影響を与える大規模な火災、林野火災、危険物等事故、海上事故、航空機事故、鉄道事故、道路事故、放射性物質事故等が発生したとき。

※ 1)及び 2)に記載した規模の地震及び風水害が発生した場合は、市の災害対策本部が自動設置されます。

3 基本的な対応方針

災害が発生したときは、市が災害対策本部等を設置して主体的な対応を進

めることから、市議会は、市が災害対応に全力で専念し、応急活動を円滑に実施できるよう協力する。

- ① 市議会は、災害時においても、議決機関としてその機能の維持に努める。
- ② 議員は、地域の一員であることを認識して活動する。
- ③ 市議会は、実際に災害が発生した際に、本指針に定める対応ができるよう必要な研修等に努め、議員は地域で開催される訓練等に積極的に参加する。

4 議会及び議員の行動原則

1) 連絡体制の確立

- ① 議会事務局長は、市の災害対策本部が設置されたときは、その旨を議長に連絡する。
- ② 議員は、市の災害対策本部が設置された（上記「2 想定する災害」に該当した）ときは、安否、居所及び連絡手段を議会事務局に連絡する。
- ③ 議員は、停電、電話回線故障等が生じた場合は、電子メールの受信できる場所に移動するなどして定期的な情報収集に努める。

2) 地域での活動

- ① 議員は、市内において災害の発生のおそれのあるとき又は災害が発生したときは、自身の安全を確保した上で、市民の安全確保、避難誘導等に地域の一員として協力する。
- ② 議員は、地域の被災状況等の把握に努める。

3) 情報の提供と共有

- ① 議長は、指名する議員又は議会事務局職員をして議員へ適時に適切な情報を提供する。
- ② 議会事務局長は、本部員として出席する市の災害対策本部の情報を議長に報告する。
- ③ 議長は、指名する議員又は議会事務局職員をして議員から提供される情報を一元化して市の災害対策本部等に提供する。
- ④ 議員は、地域の活動等において災害の発生を知ったときは、議長にその旨を報告する。この場合における報告は、情報の錯綜を防ぐ観点から別紙フォーマット（項目）に沿って行う。
- ⑤ ①の議員への情報提供及び④の議員からの情報提供並びに 4)の①の災害対応のための会議の招集は、電子メールで行うことを原則とする。

- ⑥ 議員は、緊急の通報を除き、市の災害対策本部への電話は控え、議会事務局を介して連絡又は照会をする。

4) 災害対応のための会議

- ① 議長は、当面の市議会の対応等について協議・調整するため、必要に応じて、災害対応のための会議を招集する。

この場合において、台風や大雨など災害が予見できる場合は、事前に会議を招集することも想定する。

- ② ①の場合において、議長に事故あるときは、副議長、議会運営委員会委員長の順に対応する。

5 議会運営の原則

1) 本会議

- ① 本会議中に災害が発生した場合、議長は、必要に応じて、会議時間又は会期の延長等の措置を取り、休憩又は延会する。

- ② 休会中に災害が発生した場合、議長は、必要に応じて、議会運営委員会委員長に議会運営委員会の開催を要請する。

2) 委員会

- ① 委員会中に災害が発生した場合、委員長は、必要に応じて、会期の延長の要請又は閉会中の継続審査の申し出等の措置を取り、休憩又は閉会する。

- ② ①以外のときに災害が発生した場合、委員長は、予定どおりの開催の是非を検討し、必要な措置を講じる。

6 その他

1) 議会事務局職員の対応

議会事務局は、地域防災計画において、災害対策本部事務局の特命班に位置付けられ、その所掌事務は、「議会との連絡調整に関すること」及び「本部長（市長）の特命事項に関すること」の2つです。

災害対策本部が設置された場合には、平常時における議会事務局としての業務をこなすほか、これら2つの業務を行うことを基本とします。

2) この指針の改定

この指針は、令和元年台風15号（9/8夜半から9/9未明襲来）及び同台風19号（10/12～10/13襲来）による災害（10/25の大雨を含む。）を受けて暫定的に定めたものです。

よって、運用実績により、その都度、改善することを想定しています。